

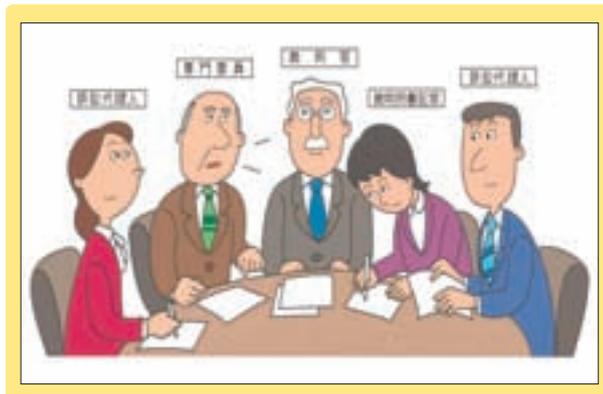
頼もしいアドバイザー

～専門委員～

紛争の専門化と裁判所の対応力～専門委員制度の導入～

民 事上の紛争が発生し、裁判所に訴えが提起されたときに、裁判所は、その事件を適正かつ迅速に処理しなければなりません。紛争には様々な内容のものがあり、その中には、医療・建築分野のように、専門的な知識や経験を踏まえて解決することが必要となる紛争もあります。また、近年は社会が複雑化し、医療・建築分野に限らず、民事紛争全般において、高度の専門的な知識が要求される紛争が生じることも少なくありません。こうした紛争についても司法による解決が求められるケースが増えてきており、審理及び判断のために専門的な知識や経験が必要となる訴訟（専門訴訟）に対する裁判所の対応力の強化がますます期待されています。

このような専門訴訟の審理及び判断においては、専門的な知識や経験は、通常、訴訟の当事者から証拠等の形で補われますが、裁判官が事案や当事者の言い分等を十分に理解するためには、その分野の専門家から適宜、専門的な事項について説明をしてもらうことが有効です。そこで、平成16年4月から導入されたのが「専門委員制度」です。



専門委員の職務～裁判所のアドバイザー～

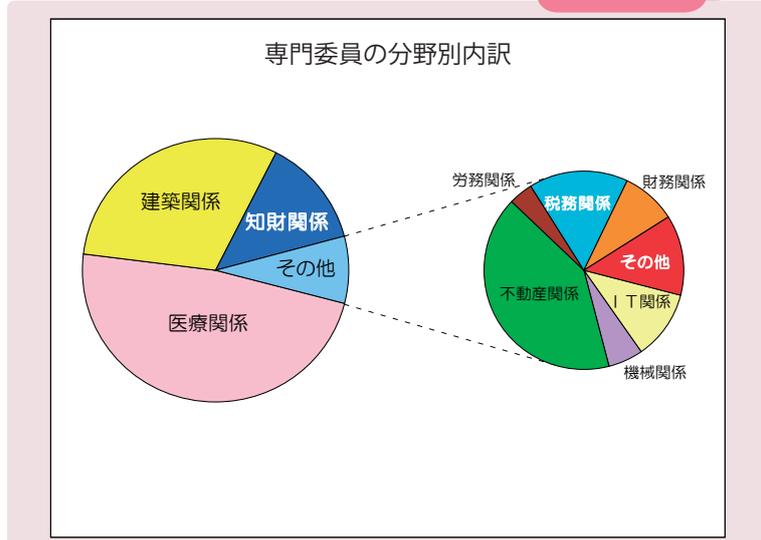
専 門委員は、公正・中立な立場で、言わば裁判所のアドバイザーとして訴訟に関与し、専門的な知識や経験に基づく説明等をして、裁判官の知識や経験を補います（※）。例えば、医療に関する訴訟では、カルテやレントゲン、医学上の文献等の専門的な証拠について内容を分かりやすく説明をしてもらうことにより、裁判官は事案をより正確に理解することができ、適正かつ迅速な審理及び判断を行うことができるようになります。

（※）資格上は裁判所の非常勤職員となり、国から手当が支給されることとなります。

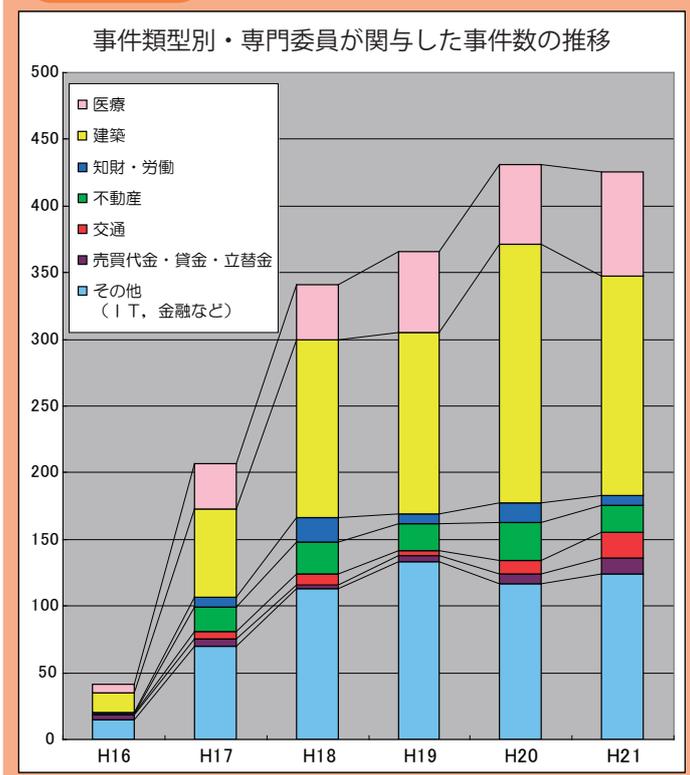
専門委員の活躍～多様な分野と関与事件数の着実な増加～

全 国の裁判所には、1700名を超える専門委員が所属し、その専門分野は多岐にわたります（グラフ1参照）。

グラフ1



グラフ2



医 師や建築士のほか、不動産鑑定士、税理士、システム開発、金融取引、交通工学、破壊力学など多様な分野の専門委員がおり、様々な専門訴訟に対応できる態勢が整っています。専門委員が関与して、解決に至った事件も数多く見られます（グラフ2参照）。

国民の期待に応える裁判を目指して～専門委員制度への更なる期待～

社 会の複雑化等の流れの中で、裁判所が様々な分野の専門訴訟に対応し、充実した審理と質の高い判断をすることが求められており、それに応えるためにも、専門委員の活躍がますます期待されるところです。